機密保持契約書

メック情報開発株式会社（以下「甲」という）と （以下「乙」という）とは、甲が乙に対し依頼する業務（以下「本業務」という）に関連して、甲が乙に開示する情報の取扱いについて機密保持に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（定義）

　本契約において機密情報とは、甲が本業務に関連して乙に開示する資料および情報をいう。但し、既に公知であった情報についてはその対象外とする。また、機密情報の全部または一部が、甲から乙への情報開示後に乙の責によらずして公知となった場合は、当該情報は公知となった範囲に限り、公知となった時点以降、機密情報の対象外とする。

第２条（守秘義務）

　　乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、いかなる第三者に対しても機密情報を開示しないものとする。

　2.乙は、本業務に従事する役職員にのみ機密情報を開示するものとし、本契約による機密保持義務を周知徹底させるものとする。

第３条（資料の返還）

　　乙は、甲から依頼された本業務に関連して甲から受領した資料につき、甲から返還の要求がなされたとき、当該資料を甲に返還するものとする。

第４条（損害賠償）

　乙が本契約に違反した場合には、これに起因して生じる直接、間接を問わず一切の甲の損害を賠償するものとする。

第５条（有効期間）

　　本契約は本契約締結の日から効力を生ずるものとし、本業務の終了後も存続するものとする。

第６条（協議）

　　本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

第７条（管轄裁判所）

　　本契約に関し、紛争が生じた場合の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

　年　　　月　　　日

甲　東京都千代田区大手町一丁目６番１号

メック情報開発株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 取締役社長　大鐘　稔陽

乙